

預金保険機構が保有する株式について発行会社が
自己株式取得を要請する際の取扱い

1. はじめに

預金保険機構(以下、「当機構」)では、旧特別公的管理銀行から買い取った株式を保有しております。当該株式のうち日本トラスティ・サービス信託銀行(以下、「受託者」)に信託しているものについては、平成17年3月2日付け[理事長談話\(旧日本長期信用銀行及び旧日本債券信用銀行から買取った株式の一部移管について\)](#)において、株式の発行会社から自己株式取得の要請を受けた場合(ただし、当機構に損失が生じない場合に限る。)、これに応じることとしていますが、以下では、その取扱いについてお知らせします。

2. 価格の要件

株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の価格の要件は、次のイ.とロ.の双方を満たすことです。

イ. 要請において提示された価格が、当機構が公正であると認める価格^(注)以上であること。

(注) 上場株式については、要請を受けた日の証券取引所(複数の証券取引所に上場されている株式にあつては、当該要請を受けた日に当該株式の売買が行われた証券取引所のうち、年間の売買の累計額の最も大きいものをいう。)において公表された最終の売買の価格(気配相場の価格を含む。)を当機構が公正であると認める価格とする。

ロ. 当該売却にともなう当機構の売却手取金額が、当該要請を受けた株式の当機構による取得簿価を下回らないこと。

3. 取引形態の要件

株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の取引形態の要件は、次のとおりです。

(上場会社の場合)

「上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令」第7条に定める方法^(注)であること。

(注) 各証券取引所が開設する市場における立会外取引及びオークション市場等における買付けのうち、各証券取引所等が適当と認める方法となります。例えば、「事前公表型のToSTNeT-2(終値取引)による買付け」等となります。

(非上場会社の場合)

受託者を商法第210条第2項第2号に定める者とする同条第5項の定時株主総会決議(特別決議)に基づく、受託者と発行会社との間による相対取引であること。

4. 自己株式取得要請にかかる事務

当機構から自己株式取得を行う発行会社は、主として、自己株式取得にかかる連絡、書面の提出等を受託者との間で行うこととなります。

具体的な取扱いは、次ページ以降のとおりです。

(上場会社の場合)

事務の手順	具体的内容等	備考
発行会社からの残高確認	<p>発行会社が、受託者に対して、自己株式取得に係る適時開示実施予定日(以下、「開示予定日」)の2営業日前の午前中に、後掲書式1により自己株式取得にかかる残高確認(以下、「残高確認」)を行うものとする。</p> <p>書式1のほか、本人確認書類として、以下の書類を受託者に提出する。 印鑑登録証明書(直近3ヶ月以内のもの) 代表者の資格証明書(直近3ヶ月以内のもの)</p> <p>発行会社は、その後、残高確認した自己株式取得が中止された場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社から受託者への書式1および左記書類の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。 ・ 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 ・ 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。
残高確認への回答	<p>受託者は、残高確認を求めた者が当該発行会社であること等を確認の上、後掲書式3により、残高確認の翌営業日に回答する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高確認に対する回答項目は、後掲書式3のとおり。 ・ 発行会社への回答は、回答日当日中に上記書式をFAXで送信しますが、本書の到達は翌日以降となる可能性があります。
発行会社からの取得要請	<p>発行会社は、後掲書式4により、受託者に自己株式取得の要請(以下、「取得要請」という。)を行う。取得要請は、当該自己株式取得の開示予定日の午前中に行うものとする。</p> <p>発行会社は、その後、要請した自己株式取得を実施前に中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社から受託者への書式4の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。 ・ 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 ・ 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。

(次ページへつづく)

事務の手順	具体的内容等	備考
取得要請への回答	<p>受託者は、取得要請について、売却価格等当機構が定める要件を満たすことを確認の上、発行会社に対して上記要件を充足しているか否かについて適宜の方法により回答する。受託者からの発行会社への回答は、取得要請日の午後4時までを目処に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、発行会社の要望に応じて、受託者より後掲の書式5または書式6を発行します。この場合、取得要請日中に上記書式をFAXで送信しますが、本書の到達は翌日以降となる可能性があります。 ・ 当機構の取得簿価以上の価格提示に対しても、手数料控除後の当機構の手取金額が、取得簿価を下回る場合には、買取要請に応じかねます。
自己株式取得要請に応じた売却	<p>発行会社による自己株式の取得には、証券取引法等法令のほか売却価格、取引形態等当機構が定める要件を満たすことが必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 売却価格の要件については2.を参照。 ・ 取引形態の要件については3.を参照。

(非上場会社の場合)

非上場会社においては、下記事務手続開始に先立って、必ず、当機構までご連絡下さい。

事務の手順	具体的内容等	備考
発行会社からの残高確認	<p>発行会社が、受託者に対して、当該自己株式取得に係る株主総会議案作成前に、後掲書式1により自己株式取得にかかる残高確認(以下、「残高確認」という。)を行うものとする。</p> <p>書式1のほか、本人確認書類として、以下の書類を受託者に提出する。 印鑑登録証明書(直近3ヶ月以内のもの) 代表者の資格証明書(直近3ヶ月以内のもの)</p> <p>発行会社は、その後、残高確認した自己株式取得が中止された場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社から受託者への書式1および左記書類の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。 ・ 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 ・ 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。
残高確認への回答	<p>受託者は、残高確認を求めた者が当該発行会社であること等を確認の上、後掲書式3により、残高確認の翌営業日に回答する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残高確認に対する回答項目は、後掲書式3のとおり。 ・ 発行会社への回答は、回答日当日中に上記書式をFAXで送信しますが、本書の到達は翌日以降となる可能性があります。

(次ページへつづく)

事務の手順	具体的内容等	備考
<p>発行会社による買取希望価格の提示</p>	<p>発行会社は、定時株主総会で承認または報告される予定の計算書類に基づき算定した買取希望価格を後掲書式7により当機構に提示する。 買取希望価格提示に際しては、当該価格算定の根拠及び算定に利用した資料を添付するものとする。 買取希望価格の提示は、株主総会開催日の6週間前までに行うものとする。</p> <p>発行会社は当機構から右の通知を受けた際には、株主総会の4週間前までに、再度、買取希望価格を提示できる。</p> <p>発行会社は、その後、残高確認した自己株式取得が中止された場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社から当機構への書式7および添付書類の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAX(もしくは電子メール)により、後刻、本書を送付することも可。 ・ 当機構は、提示を受けた買取希望価格が、当機構が公正であると認める価格(以下、「公正価格」という。)以上であるかの確認を行う。この際に、発行会社に対して、追加的な資料提出を要求することもありうる。 ・ 上記要求に発行会社が応じない場合には、買取要請に応じない。 ・ 発行会社が提示した買取希望価格が、公正価格を下回る場合には、当機構は、株主総会の5週間前までに、公正価格を発行会社に通知する。 ・ 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 ・ 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。
<p>発行会社による定時株主総会</p>	<p>発行会社は、上記の結果に基づき、定時株主総会議案を作成する。 発行会社は、定時株主総会にて受託者を商法第210条第2項第2号に定めるものとして、特別決議を行う。</p> <p>発行会社は、その後、残高確認した自己株式取得が中止された場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 ・ 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。

(次ページへつづく)

事務の手順	具体的内容等	備考
発行会社からの取得要請	<p>発行会社は、後掲書式4により、受託者に自己株式取得の要請（以下、「取得要請」という。）を行う。取得要請は、定時株主総会の翌営業日の午前中に行うものとする。</p> <p>発行会社は、その後、要請した自己株式取得を実施前に中止する場合には、受託者にその旨を後掲書式2により速やかに報告する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 発行会社から受託者への書式4の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。 発行会社は、自己株式取得を延期する場合でも、予定されていた自己株式取得の中止のみを報告することとし、延期の有無については報告しないで下さい。 発行会社から受託者への書式2の提出は、本書によることを原則とするが、当初FAXにより、後刻、本書を送付することも可。
取得要請への回答	<p>受託者は、取得要請について、売却価格等当機構が定める要件を満たすことを確認の上、発行会社に対して上記要件を充足しているか否かについて適宜の方法により回答する。受託者からの発行会社への回答は、取得要請日の午後4時までを目処に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> なお、発行会社の要望に応じて、受託者より後掲の書式5または書式6を発行します。この場合、取得要請日中に上記書式をFAXで送信しますが、本書の到達は翌日以降となる可能性があります。
自己株式取得要請に応じた売却	<p>発行会社と受託者は、別途、売買契約を締結する。売買契約締結日は、取得要請日の翌営業日とする。契約書は、受託者が作成の上、発行会社へ電子メールにより送付する。発行会社は、契約書2通に押印の上、契約書(2通)、上記の本人確認書類及び担当者の本人確認書類(運転免許証の写し等)(いずれも、本書による。)を受渡期日(売買契約締結日の5営業日後)必達で受託者へ送付もしくは提出する。受渡期日は、売買契約締結日の5営業日後とする。発行会社は、買付代金を受渡期日の午前中に入金が確認できるように受託者が指定する口座に送金する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 売却価格の要件については2.を参照。 取引形態の要件については3.を参照。 上記で提出した本人確認書類が契約締結日において、直近3ヶ月以内のものである場合には、再度の提出は不要とします。 受託者にて、契約書(2通)に押印の上、適宜の方法により、1通を発行会社に交付する。 株券の受渡しは、受託者の本店にて行う。ただし、発行会社が費用を負担することを条件に、別の方法により行うことも可。

(発行会社へのお願い)

発行会社から自己株式取得の公表前に残高確認または取得要請を受けた場合、残高確認または取得要請から一定期間、当機構は、インサイダー取引規制上の要請から、当該銘柄の取引を行わないこととしています。従って、残高確認や取得要請の時期は、本件事務に影響しますので、上記４．に述べた残高確認、取得要請の方法や期間を厳守して下さるようお願いいたします。

以 上

< 本件に関する照会先 >

(本件に関する一般照会)

預金保険機構 金融再生部

電話 : 03-3212-6158

FAX : 03-3212-6226

(株式発行会社からの事務照会)

日本トラスティ・サービス信託銀行

信託財産管理第 1 部

カスタマーリレーションデスク

電話 : 03-6220-2125

FAX : 03-6220-2789

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

信託財産管理第1部

カスタマーリレーションデスク 御中

(住所) _____

(会社名) _____

(代表者役職及び氏名) _____ 印

(ご実印を押印下さい。)

当社の自己株式取得のため、御社が預金保険機構より受託する信託における当社株式の保有株式残高等証明書の発行を依頼します。発行を受けた保有株式残高等証明書に記載された事項については、当社限りの扱いとし、当社以外の第三者には開示しません。また、下記自己株式取得を行わないこととなった場合には、御社にその旨を書面により速やかに報告します。

記

1. 基準日^(注)：平成 年 月 日

(注)本書の日付を記入して下さい。

2. 銘柄名(銘柄コード^(注))：

(注)上場会社のみ銘柄コードを記入して下さい。

3. 自己株式買付予定日：平成 年 月 日

4. 自己株式取得の具体的内容の適時開示予定日時^(注)：

平成 年 月 日 時 分頃

(注)開示済みの場合は開示した日時を記入して下さい。非上場会社においては、定時株主総会開催予定日を記入して下さい。

5. 予定買付方法(該当するものに)

a. 事前公表型のToSTNeT-2(終値取引)による買付け

b. 事前公表型のオークション市場における買付け

c. 御社との相対取引

d. その他の方法()

(本件に係る当社連絡先)

所属：

担当者名：

電話：

FAX：

以 上

(自己株式取得中止連絡用)

書式2

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

信託財産管理第1部

カスタマーリレーションデスク 御中

(住所) _____

(会社名) _____

(代表者役職及び氏名) _____ 印

(ご実印を押印下さい。)

当社は、平成 年 月 日付けで、御社が預金保険機構より受託する信託で保有する当社株式に対する自己株式取得の予定(買付予定日:平成 年 月 日)をご連絡しましたが、当該自己株式取得を実施しないこととしましたので、お知らせします。

(本件に係る当社連絡先)

所属:

担当者名:

電話:

FAX:

(自己株式取得にかかる残高確認への回答用)

保有株式残高等証明書

(会社名) 御中

基準日(平成 年 月 日)において、当社が預金保険機構より受託する信託で保有する貴社発行株式の数量等は、下記のとおり相違ないことを証明します。

記

銘柄名	
銘柄コード ^(注1)	
保有数量 ^(注2)	株
基準日における当該銘柄の預金保険機構の取得簿価(1株当たり単価 ^(注3))	円(円)
上記銘柄の時価を参照する証券取引所 ^(注4)	

(注1) 証券取引所に上場されている場合のみ記載。

(注2) 基準日における受渡ベースの残高であり、貴社による買付実行日の前日における残高とは、必ずしも、一致しません。

(注3) 1円未満端数切り上げ

(注4) 当該銘柄が複数の証券取引所に上場されている場合のみ記載。

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
信託財産管理第1部
カスタマーリレーションデスク 印

以 上

(自己株式取得要請用)

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

信託財産管理第1部

カスタマーリレーションデスク 御中

(住所) _____

(会社名) _____

(代表者役職及び氏名) _____ 印

(ご実印を押印下さい。)

御社が預金保険機構より受託する信託で保有する当社株式について、自己株式の取得を下記のとおり申し込みます。また、当社は、本申込みに係る自己株式の取得に必要な、法令上の手続を、下記買付日までに完了させることを確約し、御社には一切ご迷惑をおかけしません。

なお、本自己株式買付を行わないこととなった場合には、御社にその旨を速やかに報告します。

記

1. 買付日：平成 年 月 日
2. 買付方法（該当するものに ）
 - a. 事前公表型のToSTNeT-2（終値取引）による買付け
 - b. 事前公表型のオークション市場における買付け
 - c. 御社との相対取引
 - d. その他の方法（ ）

3. 買付けを行う証券取引所^(注1)： 証券取引所

4. 銘柄名、数量、価格

銘柄名	銘柄コード ^(注1)	数量	価格(単価) ^(注2、3)
		株	

5. 自己株式取得の具体的内容の適時開示予定日時^(注4)

平成 年 月 日 時 分頃

6. 本要請に対する諾否通知書の要否（該当するものに ） 要 否

(注1) 上場会社のみ記入してください。

(注2) 提示された価格が、預金保険機構が公正であると認める価格^(注)以上であることが、取得に応じるための要件です。

(注) 上場株券については、要請を受けた日の証券取引所（複数の証券取引所に上場されている株式にあっては、当該要請を受けた日に当該株式の売買が行われた証券取引所のうち、年間の売買の累計額の最も大きいものをいう。（いずれの証券取引所の価格によるかについては、日本トラスティ・サービス信託銀行に確認できます。））において公表された最終の売買の価格（気配相場の価格を含む。）を預金保険機構が公正であると認める価格とする。

(注3) 具体的な価格のほか、例えば、「証券取引所における 月 日の最終の売買成立価格」との表記も可能です。この場合、「月 日」は、本自己株式取得要請を行う日となります。

(注4) 開示済みの場合は開示した日時を記入して下さい。非上場会社においては、定時株主総会終了日を記入して下さい。

(本件に係る当社連絡先) 所属：
担当者名：
電話：
FAX：
電子メール：

以上

(自己株式取得要請への回答用<要件を充足している場合>)

書式5

(会社名)

御中

当社が預金保険機構より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた平成 年 月 日付けの自己株式取得の要請(買付日:平成 年 月 日)は、預金保険機構が株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の要件を満たしていることをお知らせします。

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
信託財産管理第1部
カスタマーリレーションデスク 印

以 上

(自己株式取得要請への回答用<要件を充足していない場合>)

書式6

(会社名)

御中

当社が預金保険機構より受託する信託で保有する御社株式について、御社から受け付けた平成 年 月 日付けの自己株式取得の要請(買付日:平成 年 月 日)は、預金保険機構が株式の発行会社からの自己株式取得の要請に応じる際の要件を満たしていないことをお知らせします。

平成 年 月 日

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
信託財産管理第1部
カスタマーリレーションデスク 印

以 上

(買取希望価格提示用 < 非上場会社のみ >)

書式7

平成 年 月 日

預金保険機構

金融再生部 御中

(住所) _____

(会社名) _____

(代表者役職及び氏名) _____ 印

(ご実印を押印下さい。)

御機構が日本トラスティ・サービス信託銀行へ信託する当社株式の当社による買取希望価格等は、下記のとおりであります。

記

1. 買取希望価格 1株につき 円

2. 買取希望株式数等

株式の種類

株式数

株

3. 買取希望価格の総額 総額 円

4. 価格算定方式

算定方式	左記方式に基づく算定価格	適用割合
		%
		%
		%
		%

5. 価格算定に利用した直近の決算期

平成 年 月期

6. 添付書類

(価格算定書及び価格算定に利用した資料名等を記載し、本書に添付して下さい。)